

地震保険と再保険のしくみ

地震保険は、居住の用に供する建物およびそれに収容される家財（生活用動産）を対象とする火災保険（注）に、セットして契約することになっており、地震保険のみを単独で契約することはできません。火災保険を契約する際、地震保険を希望しない場合には、保険契約申込書の「地震保険ご確認」欄に押印が必要です。

また、現在ご契約の火災保険の契約時に地震保険を契約しなかった場合でも、保険期間の途中から地震保険を契約することもできます。なお、警戒宣言(※)が発せられた場合、契約できなくなる地域があります。

※詳しくは用語解説(P40)をご覧ください。

補償される損害

地震もしくは噴火またはこれらによる津波(以下「地震等」といいます。)を直接または間接の原因とする火災、損壊、埋没または流失によって、保険の対象について生じた損害。

- ・火災保険では、①地震等による火災（およびその延焼、拡大損害）によって生じた損害②火災が地震等によって延焼、拡大したことにより生じた損害はいずれも補償の対象とはなりません。これらの損害を補償するためには地震保険が必要です。

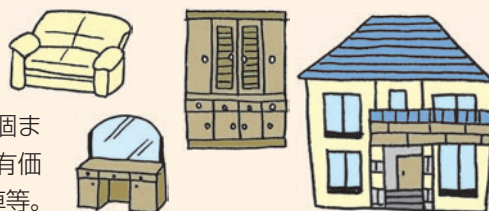


保険の対象

居住の用に供する建物および家財（生活用動産）。

以下のものは対象外となります。

工場、事務所専用の建物など住居として使用されない建物、1個または1組の価額が30万円を超える貴金属・宝石・骨とう、通貨、有価証券（小切手、株券、商品券等）、預貯金証書、印紙、切手、自動車等。



保険期間

短期、1年および長期(2~5年)

保険金額

火災保険の保険金額の30%~50%の範囲内で地震保険の保険金額を契約者に設定していただきます。ただし、建物は5,000万円（注）、家財は1,000万円が限度です。

(注)火災保険

普通火災保険、長期総合保険、積立生活総合保険、住宅火災保険、住宅総合保険、店舗総合保険等

(注)マンション等の区分所有建物の保険金額は、各区分所有者ごとに専有部分と共有持分を合わせて、5,000万円が限度となります。

保険金の支払

地震保険では、保険の対象である建物または家財が全損、半損、または一部損となったときに保険金が支払われます。

保険の対象	損害の程度	保険金支払額
建物・家財	全 損	保険金額の100%〔時価(※)が限度〕
	半 損	保険金額の 50%〔時価の50%が限度〕
	一 部 損	保険金額の 5%〔時価の5%が限度〕



損害の認定基準

「全損」「半損」「一部損」とは、次の場合をいいます。

損害の程度	建 物		家 財
	主要構造部の損害額	焼失、流失した床面積 (一部損は床上浸水等)	家財の損害額
全 損	建物の時価の 50%以上	建物の延床面積の 70%以上	家財の時価の 80%以上
半 損	建物の時価の 20%以上50%未満	建物の延床面積の 20%以上70%未満	家財の時価の 30%以上80%未満
一 部 損	建物の時価の 3%以上20%未満	建物が床上浸水または地盤面 から45cmを超える浸水を受 け損害が生じた場合で、全損 ・半損に至らない場合	家財の時価の 10%以上30%未満

保険金をお支払いできない主な場合

- 故意もしくは重大な過失または法令違反による損害
- 地震の発生日から10日以上経過後に生じた損害
- 戦争、内乱などによる損害
- 地震等の際の紛失・盗難の場合

保険金総支払限度額

1回の地震等につき支払われる保険金の総支払限度額(※)は、平成17年4月に改定され、5兆円となっています。支払うべき保険金の総額が総支払限度額を超過する場合、法律によって各契約ごとの保険金を削減することができます。

※時価

新築価額から、使用年数に相当する減価額を控除した価額をいいます。

※総支払限度額

「地震保険に関する法律」にもとづき、1回の地震等により政府および民間保険会社が支払う保険金の総支払限度額が定められています。詳しくは当社、損害保険会社および政府の保険責任(P18)、用語の解説(P41)をごらんください。

保険料率

地震保険料率は「損害保険料率算出団体に関する法律」にもとづき、損害保険料率算出機構（※）が算出します。

地震保険料率 = 純保険料率 + 付加保険料率

基本料率の構成は、将来の保険金の支払いに充てられる部分である「純保険料率」と保険会社の経費および代理店手数料等に充てられる部分である「付加保険料率」からなっています。

「純保険料率」は、具体的には、国立天文台編の「理科年表」（※）に掲載されている過去約500年間に発生し被害をもたらした375の地震データを使って算出しています。

基本料率(建物、家財とも)

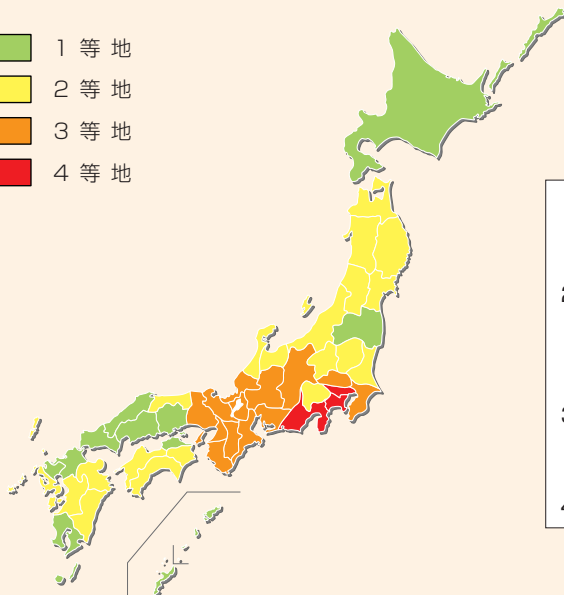
基本料率は保険の対象である**建物**および**家財を収容する建物の構造**、**所在地**により決定します。

保険金額1,000円あたり保険期間1年につき

(単位：円)

等地別	構造	非木造	木造
1等地		0.50	1.20
2等地		0.70	1.65
3等地		1.35	2.35
4等地		1.75	3.55

- 1等地
- 2等地
- 3等地
- 4等地



- 1等地** 北海道、福島県、島根県、岡山県、広島県、山口県、香川県、福岡県、佐賀県、鹿児島県、沖縄県
- 2等地** 青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、茨城県、栃木県、群馬県、新潟県、富山県、石川県、山梨県、鳥取県、徳島県、愛媛県、高知県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県
- 3等地** 埼玉県、千葉県、福井県、長野県、岐阜県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
- 4等地** 東京都、神奈川県、静岡県

※損害保険料率算出機構

「損害保険料率算出団体に関する法律」にもとづき設立された、損害保険における公正な保険料率の算出の基礎とし得る料率を算出する団体です。

※理科年表

文部科学省国立天文台編。天文、気象、地学等自然科学に関する広範囲なデータを取りまとめ、最新の研究、観測等により毎年改定される資料本です。この中の「日本付近のおもな被害地震年代表」が純保険料率算出に使用されています。

割引率

以下の(イ)・(ロ)の場合に、前頁の**基本料率が割引かれます**。ただし、(イ)と(ロ)の重複適用はできません。

(イ) 建築年割引率

建物が**昭和56年6月以降に新築**された建物およびその建物に収容された家財

割引率	10%
-----	-----

(ロ) 耐震等級割引率

法律にもとづき定められた**耐震等級(※)**に該当する建物およびその建物に収容された家財である場合

耐震等級	1	2	3
割引率	10%	20%	30%

長期契約の料率

長期契約(2~5年、長期保険保険料払込特約条項を付した契約)の保険料率は、基本料率と割引率から算出された料率に以下の長期係数を乗じたものとなります。

期間	2年	3年	4年	5年
係数	1.90	2.75	3.60	4.45

保険料計算例

所在地：兵庫県、建物構造：木造、建築年月：平成12年1月の建物の場合
主契約となる火災保険の保険金額：建物2,000万円、家財600万円

- 地震保険の保険金額を決定：ここでは、付保割合(※)を50%とします。
建物：2,000万円×50%=1,000万円
家財：600万円×50%=300万円
- 保険料率を確認：兵庫県(3等地)、木造→2.35
- 割引率の確認：昭和56年6月以降新築→10%

建物

$$\text{地震保険料} = \text{地震保険金額} \times \text{地震保険料率} \times \text{割引率} = 10,000 \text{千円} \times 2.35 \times (100\% - 10\%) = 21,200 \text{円}$$

家財

$$\text{地震保険料} = \text{地震保険金額} \times \text{地震保険料率} \times \text{割引率} = 3,000 \text{千円} \times 2.35 \times (100\% - 10\%) = 6,360 \text{円}$$

※耐震等級

住宅の耐震等級とは、「住宅の品質確保の促進等に関する法律」に基づく日本住宅性能表示基準に定められた表示事項の一つである耐震等級(構造躯体の倒壊等防止)または国土交通省の定める「耐震診断による耐震等級(構造躯体の倒壊等防止)の評価指針」において住宅の耐震性能を評価した指標のことをいい、次のとおり定められています。

耐震等級3	極めて稀に(数百回に一度程度)発生する地震による力(建築基準法施行令第88条第3項に定めるもの)の1.5倍の力に対して倒壊・崩壊しない程度
耐震等級2	極めて稀に発生する地震による力の1.25倍の力に対して倒壊・崩壊しない程度
耐震等級1	極めて稀に発生する地震による力に対して倒壊・崩壊しない程度

※付保割合

火災保険金額に対する地震保険金額の割合を指します。地震保険では30~50%の範囲内で設定することとなっています。

再保険のしくみ

巨大地震等が発生した場合、多額の保険金の支払いが予想されますが、損害保険会社の支払能力には限度がありますので、**再保険によって政府が保険責任を分担するという官民一体の制度**となっています。

当社は、損害保険会社が引き受けた地震保険契約の全責任を再保険により引き受け、その責任を均質化して損害保険会社および政府に対しそれぞれの限度額に応じて再々保険し、その残余の責任額を負担しています。

損害保険会社から当社への再保険〔地震保険再保険特約(A)〕…A特約

日本国内で営業している損害保険各社と当社との間で再保険特約を締結しており、この再保険特約によって損害保険会社は「地震保険に関する法律」にもとづいて引き受けた地震保険契約の保険責任の全額をもち、当社に再保険し、当社は拒否することなくこれを引き受けることが定められています。

当社から損害保険会社への再々保険〔地震保険再保険特約(B)〕…B特約

当社は、損害保険会社と個別に再保険特約を締結して、A特約によって引き受けた保険責任のうちの一部を損害保険会社に再々保険しています。損害保険各社の引き受け割合は、地震保険の危険準備金残高などに応じて決められています。

当社から政府への再々保険〔地震保険超過損害額再保険契約〕…C契約

当社は、政府と地震保険超過損害額再保険契約を締結して、A特約によって引き受けた保険責任のうち国会で承認された責任限度額を政府に再々保険しています。

保険金支払いのしくみ

地震等によって損害が生じたときは、契約者が損害保険会社へ保険金の請求をした後、損害保険会社は契約者へ保険金を支払います。

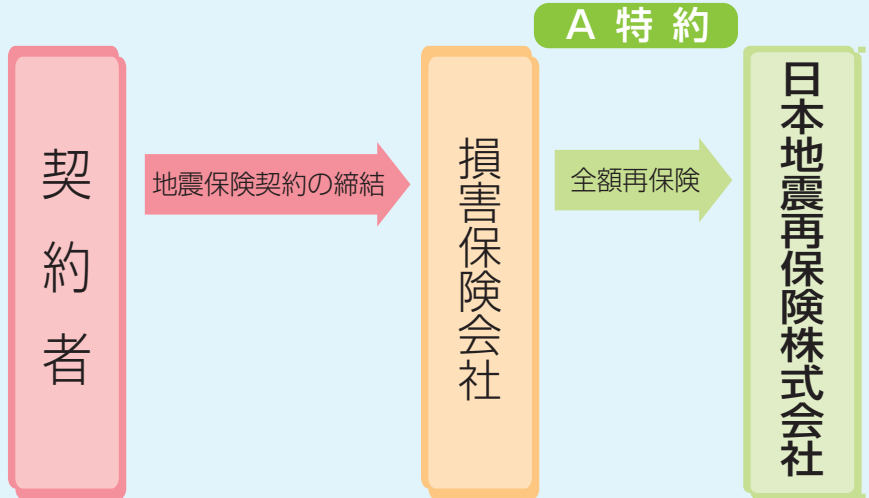
契約者へ保険金を支払った損害保険会社は、その支払った保険金の全額を再保険金として当社へ請求し、当社は損害保険会社へ再保険金を全額支払います。

従って、当社の再保険金の支払額は、損害保険会社より契約者に支払った保険金と同額となります。

 地震保険制度発足以来の再保険金支払額についてはP20をご覧ください。

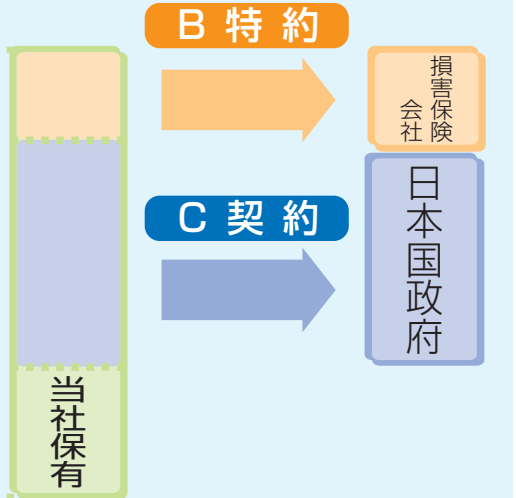
地震保険再保険の流れ

再保険の流れ



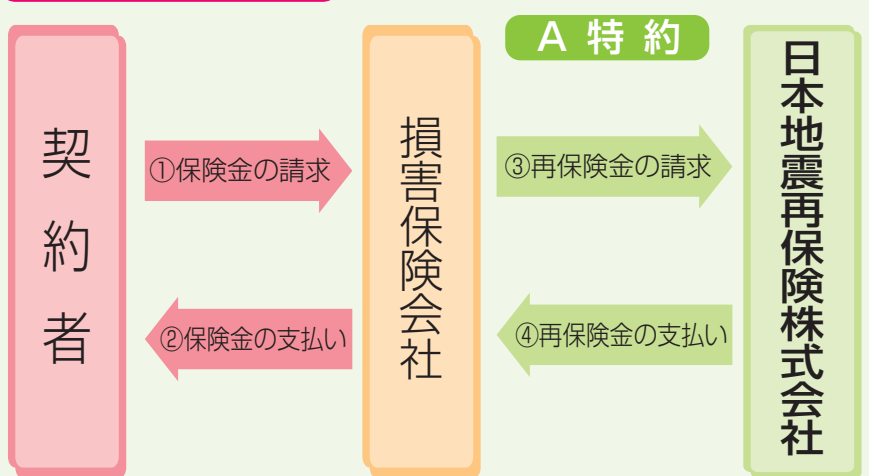
・地震保険に加入したい場合
既に火災保険や住宅総合保険に加入されている場合は、その損害保険会社へ、火災保険や住宅総合保険に加入されていない場合は、日本損害保険協会のホームページ等をご参照のうえ、ご希望の損害保険会社またはお近くの損害保険代理店に直接ご相談ください。

再々保険の流れ



A特約にもとづき当社が引き受けた保険責任は、損害保険会社および日本国政府に再々保険し、その残余を当社が保有することにより、それぞれが保険責任を分担するしくみとなっています。

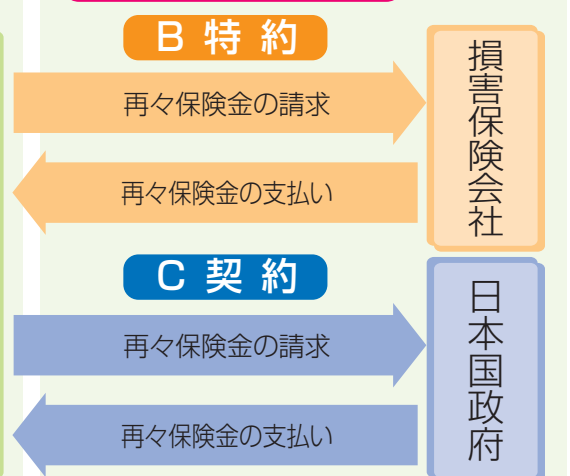
再保険金支払いの流れ



・地震被害にあわれた場合
地震保険にご加入の方はご契約の損害保険会社または損害保険代理店にご連絡ください。

・損害保険会社が経営破綻した場合
地震保険については保険契約者が個人・小規模法人・マンション管理組合である場合、損害保険契約者保護機構が破綻会社にかわって補償割合100%で保険金を支払います。

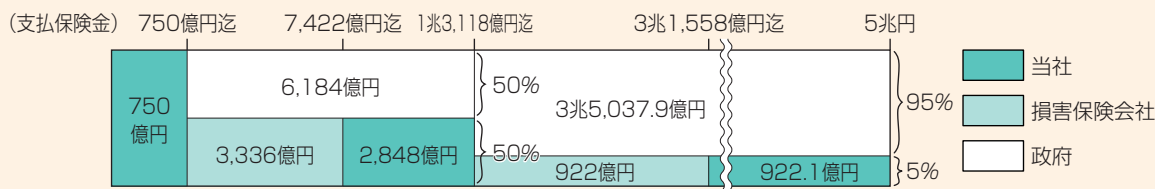
再々保険金支払いの流れ



当社、損害保険会社および政府の保険責任

当社、損害保険会社および政府それぞれの責任限度額(※)や責任負担の方法を簡単に図示したものが以下の再保険スキームです。
平成17年4月1日より、1回の地震等に支払われる保険金の総支払限度額(※)が5兆円となり、その結果再保険スキームと責任限度額は以下のとおりになっています。

負担方法(再保険スキーム)



※総支払限度額および責任限度額についてはp 40.41の「用語の解説」をご覧ください。

責任限度額

当 社	4,520.1億円
損害保険会社	4,258.0億円
政 府	4兆1,221.9億円
合計(保険金総支払限度額)	5兆円

平成17年度末での当社、損害保険会社の危険準備金および政府責任準備金の残高

ご契約者が支払った保険料のうち純保険料部分を将来発生する地震の保険金支払いに備えて、当社、損害保険会社では地震保険危険準備金として積み立て、政府は地震保険特別会計における政府責任準備金として積み立てることが、法令で義務付けられています。

地震が発生し損害が生じれば、再保険スキームに定めた責任負担に応じてそれぞれ積み立てた中から取り崩して保険金をお支払いします。

当 社	3,787億円
損害保険会社	4,274億円
政 府	10,123億円
合 計	1兆8,185億円

- (注) 1. 損害保険会社の危険準備金には、税効果会計による繰延税金資産相当額が含まれています。
2. 政府責任準備金については、平成17年度決算が国会で承認された時点で確定値となります。

当社、損害保険会社および政府の負担額の具体例

例えば、1回の地震等により2兆円の保険金が支払われた場合、当社、損害保険会社および政府それぞれの負担額は以下のとおりとなります。

(単位：億円)

負担者	支払保険金			負担額合計
	750億円までの部分	750億円を超え 13,118億円までの部分	13,118億円を超え 2兆円までの部分	
当 社	750	2,848	—	3,598.0
損害保険会社	—	3,336	344.1	3,680.1
政 府	—	6,184	6,537.9	12,721.9
合 計	750	12,368	6,882.0	20,000.0

地震保険契約都道府県別世帯加入率

(平成18年3月31日現在)

都道府県	世帯数(A) (千世帯)	件数(B) (千件)	保険金額 (百万円)	世帯加入率 (B/A)(%)	都道府県	世帯数(A) (千世帯)	件数(B) (千件)	保険金額 (百万円)	世帯加入率 (B/A)(%)
北海道	2,545	465	3,232,501	18.27	滋賀	468	61	514,791	13.12
青森	554	68	467,249	12.41	京都	1,059	160	1,281,946	15.10
岩手	490	47	352,595	9.67	大阪	3,691	774	5,917,450	20.97
宮城	864	226	1,848,025	26.21	兵庫	2,210	341	2,701,058	15.43
秋田	412	38	282,537	9.41	奈良	529	90	773,601	17.10
山形	389	34	268,605	8.79	和歌山	413	72	588,196	17.51
福島	722	88	688,631	12.26	鳥取	218	31	260,238	14.33
茨城	1,051	181	1,402,258	17.27	島根	268	25	218,275	9.52
栃木	711	104	831,282	14.75	岡山	738	102	791,341	13.90
群馬	726	73	584,361	10.17	広島	1,171	257	2,005,785	21.94
埼玉	2,695	577	4,263,718	21.42	山口	624	86	724,398	13.91
千葉	2,378	604	4,703,784	25.42	徳島	307	54	496,522	17.74
東京	5,861	1,662	13,163,975	28.36	香川	393	77	674,222	19.61
神奈川	3,653	987	7,567,115	27.03	愛媛	607	97	802,907	16.09
新潟	815	108	850,313	13.32	高知	343	66	510,846	19.51
富山	371	34	323,156	9.28	福岡	2,044	425	3,442,880	20.78
石川	420	53	458,606	12.68	佐賀	296	27	229,877	9.33
福井	262	32	303,305	12.42	長崎	594	43	345,261	7.29
山梨	321	68	648,918	21.14	熊本	696	135	1,093,274	19.39
長野	782	70	681,971	9.04	大分	484	66	575,425	13.72
岐阜	709	148	1,165,605	20.97	宮崎	479	81	608,691	17.03
静岡	1,362	342	2,608,378	25.14	鹿児島	764	134	955,909	17.59
愛知	2,677	831	6,560,243	31.05	沖縄	511	40	333,327	7.84
三重	680	140	1,110,030	20.64	全国計	50,382	10,246	80,213,404	20.34

注) 1.世帯数は、平成18年3月末現在の数字が未確定のため、平成17年3月末現在の数字となります。

2.地震保険件数・保険金額は、損害保険料率算出機構統計による。

大きな地震災害が想定される地域の世帯加入率

(平成18年3月31日現在)

地震名	世帯数(A) (千世帯)	件数(B) (千件)	保険金額 (百万円)	世帯加入率 (B/A)(%)
関東大地震	22,223	5,505	43,016,007	24.77
首都圏直下地震	15,640	4,013	31,100,851	25.66
東海地震	21,124	5,434	42,473,741	25.73
東南海地震	20,143	4,610	35,988,724	22.89
南海地震	27,583	5,956	46,712,285	21.59

関東大地震(1都10県) : 東京、埼玉、千葉、神奈川、山梨、静岡、茨城、栃木、群馬、長野、愛知

首都圏直下地震(1都4県) : 東京、埼玉、千葉、神奈川、茨城

東海地震(1都9県) : 東京、神奈川、山梨、静岡、愛知、岐阜、三重、埼玉、千葉、長野

東南海地震(2府11県) : 静岡、愛知、三重、大阪、奈良、和歌山、岐阜、滋賀、京都、兵庫、千葉、神奈川、徳島

南海地震(2府21県) : 三重、大阪、兵庫、奈良、和歌山、岡山、徳島、香川、愛媛、高知、京都、広島、山口、大分、宮崎、千葉、神奈川、静岡、愛知、島根、福岡、熊本、鹿児島

注) 損害保険料率算出機構の直近被害想定にもとづく、主な被災都府県を対象として当社で作成

平成17年度 再保険金の支払状況

平成17年度の再保険金支払額は、平成17年3月20日に発生した福岡県西方沖を震源とする地震の再保険金を中心に34,188件（保険証券の件数ベース）、再保険金24,662百万円となりました。主な地震の支払状況は以下の表のとおりです。

地震名等	発生日	マグニチュード	支払契約件数 (件数)	支払再保険金 (百万円)
1 福岡県西方沖を震源とする地震	平成17年 3月20日	7.0	21,081	16,286
2 福岡県西方沖を震源とする地震	平成17年 4月20日	5.8	8,350	5,214
3 宮城県沖を震源とする地震	平成17年 8月16日	7.2	2,549	1,387
その他の地震	—	—	2,208	1,775
平成17年度支払再保険金合計	—	—	34,188	24,662

再保険金支払額上位10地震等

地震保険制度発足以来、再保険金支払額が多かった上位10地震等については以下の表のとおりです。

(平成18年3月31日現在)

地震名等	発生日	マグニチュード	支払契約件数 (件)	支払再保険金 (百万円)
1 平成7年兵庫県南部地震	平成 7年 1月17日	7.3	65,427	78,346
2 平成13年芸予地震	平成13年 3月24日	6.7	24,438	16,934
3 福岡県西方沖を震源とする地震	平成17年 3月20日	7.0	21,081	16,286
4 平成16年新潟県中越地震	平成16年10月23日	6.8	12,472	14,618
5 平成15年十勝沖地震	平成15年 9月26日	8.0	10,516	5,954
6 福岡県西方沖を震源とする地震	平成17年 4月20日	5.8	8,350	5,214
7 平成12年鳥取県西部地震	平成12年10月 6日	7.3	4,078	2,868
8 宮城県北部を震源とする地震	平成15年 7月26日	6.4	2,540	2,171
9 宮城県沖を震源とする地震	平成15年 5月26日	7.1	2,959	1,915
10 宮城県沖を震源とする地震	平成17年 8月16日	7.2	2,549	1,387

(注)「平成7年兵庫県南部地震」は、78,346百万円の支払となりましたが、当時の再保険スキームにより、その内政府は6,173百万円、当社は40,000百万円、損害保険会社は32,173百万円を負担しました。

当社で過去にお支払いした再保険金の上位10地震等の震源地およびマグニチュードは、下図のとおり分布となっており、地震名に記載の番号は、支払額の順位です。

